

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月29日

【事業年度】 第81期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社河合楽器製作所

【英訳名】 KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河合 弘 隆

【本店の所在の場所】 静岡県浜松市中区寺島町200番地

【電話番号】 053 - 457 - 1242

【事務連絡者氏名】 経理部長 森 川 肇

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル
株式会社河合楽器製作所 関東支社

【電話番号】 03-3379-2221

【事務連絡者氏名】 執行役員 関東支社長 江 部 博

【縦覧に供する場所】 株式会社河合楽器製作所 関東支社
(東京都渋谷区代々木一丁目36番4号 全理連ビル)
株式会社河合楽器製作所 中部支社
(名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル)
株式会社河合楽器製作所 関西支社
(大阪市中央区備後町三丁目3番9号 静岡県産業ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日付をもって提出いたしました第81期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部について訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第4 提出会社の状況
- 3 配当政策

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_罫で表示しております。

第一部【企業情報】

- 第4 【提出会社の状況】
- 3 【配当政策】

（訂正前）

当社は、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な配当を行うことを基本方針としている。

当社の剰余金の配当の決定機関については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款で定めているが、期末配当金については定時株主総会の決議により決定することを原則としている。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり5円とする。

当社は取締役会の決議により毎年9月30日を基準日とする中間配当並びに別途基準日を定めて配当を行うことができる旨を定款で定めている。

< 以下省略 >

（訂正後）

当社は、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な配当を行うことを基本方針としている。

剰余金の配当については、中間配当制度を設けているが、経営基盤の安定化を考慮し、現在は期末配当のみの年1回を基本方針としており、剰余金の配当の決定機関については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款で定めているが、期末配当金については定時株主総会の決議により決定することを原則としている。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり5円とする。

当社は取締役会の決議により毎年9月30日を基準日とする中間配当並びに別途基準日を定めて配当を行うことができる旨を定款で定めている。

< 以下省略 >